

第91号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月11日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																	
<p>附 則 1～11（略） （多機能端末機による交付に係る手数料の特例）</p> <p>12 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付する場合における手数料の額は、別表第3の1の項、<u>9の項</u>、<u>14の項</u>及び<u>16の項</u>に掲げる額からそれぞれ100円を減じた額とする。</p> <p>別表第3 市民部関係（第2条関係）</p>		<p>附 則 1～11（略） （多機能端末機による交付に係る手数料の特例）</p> <p>12 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付する場合における手数料の額は、別表第3の1の項、<u>7の項</u>、<u>12の項</u>及び<u>14の項</u>に掲げる額からそれぞれ100円を減じた額とする。</p> <p>別表第3 市民部関係（第2条関係）</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	手数料		名称	金額	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	手数料		名称	金額	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の	(略)
事務	手数料																		
	名称	金額																	
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若	(略)																	
事務	手数料																		
	名称	金額																	
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の	(略)																	

	<u>しくは第120条の</u> <u>2第1項の規定に</u> <u>基づく戸籍証明書</u> <u>の交付</u>			<u>規定に基づく磁気</u> <u>ディスクをもって</u> <u>調製された戸籍に</u> <u>記録されている事</u> <u>項の全部若しくは</u> <u>一部を証明した書</u> <u>面の交付</u>
2	(略)			2 (略)
3	<u>戸籍法第120条の</u> <u>3第2項の規定に</u> <u>基づく戸籍電子証</u> <u>明書提供用識別符</u> <u>号の発行（情報通</u> <u>信技術を活用した</u> <u>行政の推進等に関</u> <u>する法律（平成14</u> <u>年法律第151号）</u> <u>第7条第1項の規</u> <u>定により同法第6</u> <u>条第1項に規定す</u> <u>る電子情報処理組</u> <u>織を使用する方法</u> <u>（総務省令で定め</u> <u>るものに限る。以</u> <u>下この項及び6の</u> <u>項において同じ。</u> <u>）により戸籍電子</u> <u>証明書提供用識別</u> <u>符号の発行を行う</u> <u>場合（当該発行に</u> <u>係る戸籍電子証明</u> <u>書の請求が同条第</u> <u>1項の規定により</u> <u>同項に規定する電</u> <u>子情報処理組織を</u> <u>使用する方法によ</u> <u>り行われた場合に</u> <u>限る。）における</u> <u>当該発行及び戸籍</u> <u>電子証明書提供用</u> <u>識別符号の発行に</u> <u>係る戸籍電子証明</u>	<u>戸籍電</u> <u>子証明</u> <u>書提供</u> <u>用識別</u> <u>符号発</u> <u>行手数</u> <u>料</u>	<u>1件に</u> <u>つき</u> <u>400円</u>	

	書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書				
4	戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書	(略)		3	戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付
5	(略)			4	(略)
6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき 700円		

	<p>子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。)</p> <p>当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>						
7	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書 交付手数料</p>	<p>(略)</p>	5	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請書の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>届出若しくは申請書の受理又は届書その他の書類の記載事項 証明書 交付手数料</p>	<p>(略)</p>

8～18 (略)			
19	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	(略)
20～22 (略)			

備考

- この表中証明にあっては1種類につき証明する1事項ごと、謄本、抄本等写しの交付にあっては1通ごと、電子証明書提供用識別符号の発行にあっては1符号ごと、公文書の閲覧にあっては1事件ごと、住民基本台帳の閲覧にあっては1人ごとに1件とする。
- (略)

6～16 (略)			
17	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	(略)
18～20 (略)			

備考

- この表中証明にあっては1種類につき証明する1事項ごと、謄本、抄本等写しの交付にあっては1通ごと _____、公文書の閲覧にあっては1事件ごと、住民基本台帳の閲覧にあっては1人ごとに1件とする。
- (略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行及び届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。